令和８年 10 月時点

◆まちなか広場使用申請にあたっての注意点◆

☆申請書の方法について

まちなか活性課のＨＰよりまちなか広場　使用申請（予約）ページから申請してください。

仮予約承認後、本申請をしていただく流れになりますが、本申請は広場使用希望日の**21 日前まで**に必ず入力を終えてください。

申請期限を過ぎますと、原則配置の変更や出店者の追加などはできませんのでご注意ください。

※申請期限前であれば、やむを得ない場合に限り変更は可能ですが、事前にご相談ください。

※申請期限までに情報が入力されない場合、**予約を取り消す場合もあります**。時間には十分余裕をもってご提出をお願いいたします。

〈21 日前の考え方〉

1 月 1 日が使用予定日の場合

12 月 11 日が 21 日前となるため、提出は 12 月 10 日までとなります。

※提出期限日が土日祝日及び年末年始に当たる場合は、翌営業日までにご提出ください。

☆営利行為とは

直接物販を行う行為や、PR や販促の結果、間接的にその会社の利益に繋がる行為のことなどです。

（例：車両の PR 展示・・・等）

令和８年 10 月時点

☆使用料の支払いについて

使用料は、広場使用日までにお支払い下さい。

広場使用日までにお支払いが確認できない場合、広場の使用をお断りする場合があります。

※支払方法は納付書です。納付書に記載の金融機関にてお支払いください。

☆チラシを作成する場合

承認が下りるまでは、チラシの作成はご遠慮ください（申請内容によって、一部又は全部を承認できない可能性があるため）

☆その他

・使用したい内容によっては、あらかじめ関係機関への申請や届出が必要な場合があります。前もって申請・届出を済ませ、許可書等のコピーのデータをまちなか活性課へ提出してください。提出期限は、原則広場使用希望日の 21 日前までですが、遅れる場合は事前にご相談ください。主な窓口は以下の通りです。詳細は各機関へお問い合わせください。

活動内容	申請・届出	申請・提出先
食品の調理や販売	食品営業許可申請	豊橋市保健所生活衛生課 ☎0532-39-9124
酒類の販売 ※１		
酒類の販売 ※２	期限付酒類小売業免許	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
火気器具等を使用する露店や屋台・キッチンカー等の開設	露店等の開設届	豊橋市中消防署 ☎0532-52-0119

※酒類の販売は、販売形式によって、申請・届出が異なりますのでご注意ください。

※1　酒類をコップなどに注いで販売する場合。　※2　酒類を栓を開けずに販売する場合。

☆問い合わせ先☆

〒440-0897　愛知県豊橋市松葉町二丁目 10 番地

豊橋市まちなか活性課　活性化グループ

TEL：0532-55-8101　　FAX：0532-55-8100

MAIL:hiroba-yoyaku@city.toyohashi.lg.jp